

**姫路市新美化センター整備・運営事業**

**入札説明書**

**令和8年1月26日**

**姫 路 市**



## < 目 次 >

第1章 用語の定義 .....	1
第2章 入札説明書の位置付け .....	3
第3章 事業の内容に関する事項 .....	4
1. 事業名 .....	4
2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類 .....	4
3. 公共施設等の管理者 .....	4
4. 本事業の目的 .....	4
5. 本事業の概要 .....	4
6. 本施設の概要 .....	5
7. 事業方式 .....	5
8. 契約の形態 .....	5
9. 事業期間 .....	5
10. 事業期間終了後の措置 .....	6
11. 事業の対象となる業務範囲 .....	6
12. 事業者の収入 .....	7
13. 余熱利用計画 .....	7
14. 売電収入等の帰属先 .....	7
15. 本市が適用を予定している交付金等 .....	7
16. 関係法令の遵守 .....	7
17. 事業スケジュール（予定） .....	7
第4章 事業者の募集及び選定に関する事項 .....	9
1. 事業者の募集及び選定方法 .....	9
2. 募集及び選定の手順 .....	9
3. 応募者の参加資格要件 .....	11
4. 入札の手続 .....	17
5. 予定価格及び入札書比較価格 .....	28
6. 応募者の審査及び落札者の選定 .....	28
7. 落札者決定後の手続き .....	29
8. 著作権 .....	31
9. 特許権等 .....	31
10. 応募に係る費用 .....	31
第5章 事業者責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 .....	32
1. 指定されるサービスの水準・仕様 .....	32
2. 想定されるリスクの分担 .....	32
3. 事業者が加入する保険 .....	32

4. 本市による事業実施状況の監視 .....	32
5. 地元の雇用及び地元企業の活用 .....	33
6. 地域住民との共生 .....	33
<b>第6章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 .....</b>	<b>34</b>
1. 敷地面積及び配置 .....	34
2. 都市計画事項 .....	34
<b>第7章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 .....</b>	<b>34</b>
1. 係争事由に係る基本的な考え方 .....	34
2. 管轄裁判所 .....	34
<b>第8章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....</b>	<b>35</b>
1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 .....	35
2. 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 .....	35
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 .....	35
4. その他 .....	35
<b>第9章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 .....</b>	<b>36</b>
<b>第10章 その他本事業の実施に関し必要な事項 .....</b>	<b>36</b>
1. 議会での議決 .....	36
2. 情報提供 .....	36
3. 入札公告に関する担当 .....	36

## 【添付資料】

- 添付資料 1 事業実施場所
- 添付資料 2 事業実施区域
- 添付資料 3 契約スキーム
- 添付資料 4 役割分担概念図
- 添付資料 5 リスク分担
- 添付資料 6 対価の構成及び支払方法
- 添付資料 7 対価の減額等に係る措置
- 添付資料 8 事業者が付保する保険
- 添付資料 9 提出書類の作成要領

## 第1章 用語の定義

入札説明書において使用する用語の定義は、次のとおりである。

運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
運営業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。
運営事業者	落札者の構成員が出資を行い、本施設の運営・維持管理業務を行うことを目的として設立する特別目的会社をいう。
エネルギー回収型廃棄物処理施設	本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ等を処理対象物として焼却し、ごみ処理によって発生する熱エネルギーを、発電や熱(温水、蒸気)として回収する施設をいう。
応募者	入札手続に参加する複数企業で構成される応募グループ又は単体企業をいう。
基本協定	事業契約の締結に向けた双方の協力義務等について定めることを目的として、本市と落札者が締結する協定をいう。
基本契約	事業者に本事業を一括で発注するために、本市、落札者及び運営事業者で締結する契約をいう。
協力企業	本事業において設計・建設業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
建設事業者	本事業において設計・建設業務を行う共同企業体又は単体企業をいう。
建築物等	本施設のうち、建築物及びプラントを除く設備等を総称していう。
構成員	本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約を総称していう。
事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
事業者	本市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
事業提案書	本事業を実施する落札者の選定に当たり、応募者が入札関係書類に基づき作成し、提出する書類一式をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
選定委員会	本市が応募者から提出を受ける事業提案書の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として設置する「姫路市新美化センター整備運営事業者選定委員会」をいう。
地方公共団体	地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地

	方公共団体及び特別地方公共団体をいう。
入札関係書類	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書などの書類を総称していう。
入札説明書	本事業における入札説明書をいう。
プラント	本施設で処理対象物を処理するために必要な全ての機械設備・電気設備・計装制御設備等を総称していう。
本市	姫路市をいう。
本施設	本事業において、事業者が事業実施区域内に設計・建設するエネルギー回収型廃棄物処理施設をいい、その他整備する設備、建築物及びその附帯設備を含めていう。
本事業	姫路市新美化センター整備・運営事業をいう。
要求水準書	要求水準書設計・建設業務編及び要求水準書運営・維持管理業務編を総称していう。
要求水準書 運営・維持管理業務編	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書 設計・建設業務編	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
落札者	選定委員会において落札候補者として選定されたのち、落札者として決定された応募者をいう。

## **第2章 入札説明書の位置付け**

本市では、本事業について「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」の規定に準じて実施するため、令和 7 年 10 月 20 日に「姫路市新美化センター整備・運営事業 実施方針」を公表した。

入札説明書は、本事業を実施する事業者選定のため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 に基づく総合評価落札方式による一般競争入札に適用するものであり、本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選定等については、入札関係書類及びこれらに関する質問回答により、実施する。

応募者は、入札関係書類の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

## **第3章 事業の内容に関する事項**

### **1. 事業名**

姫路市新美化センター整備・運営事業

### **2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類**

名 称 : (仮称) 姫路市新美化センター

種 類 : 一般廃棄物処理施設

### **3. 公共施設等の管理者**

姫路市長 清元 秀泰

### **4. 本事業の目的**

本市では、令和7年7月に策定した「姫路市新美化センター整備基本計画」に基づき、事業者のノウハウ等を活用し、効率的かつ効果的な「姫路市新美化センター」の整備及び運営を行い、本市財政負担の縮減と公共サービスの水準の向上を図ることを目的とする。

### **5. 本事業の概要**

本事業では、本市から排出される可燃ごみ、災害廃棄物等を適正に処理するために、エネルギー回収型廃棄物処理施設を整備する。また、20年間にわたり、受付・計量、ごみ処理等の運転管理業務のほか、維持管理業務、余熱利用管理業務、測定管理業務、情報管理業務等の運営・維持管理業務を行うものとする。

本施設の整備に係る基本方針は、次のとおりである。

基本方針1 安心・安全で安定的に処理が可能な施設

基本方針2 循環型社会・脱炭素社会の形成に寄与する施設

基本方針3 周辺環境に配慮した施設

基本方針4 地域住民に親しまれ、地域に貢献する施設

基本方針5 洗練された無駄のない施設

## 6. 本施設の概要

本施設の概要は、次に示すとおりである。

項目	概要
事業実施場所／事業実施区域	姫路市飾磨区今在家 1351 番地 27 「添付資料 1 事業実施場所」及び「添付資料 2 事業実施区域」参照
処理対象物	可燃ごみ等
処理方式	全連続燃焼式焼却炉（ストーク式）
施設規模	196t/24h (98t/24h×2 炉)
附帯施設／附帯設備	計量棟、駐車場、多目的広場（兼災害廃棄物仮置場）、構内道路、門扉、囲障、植栽、その他関連する施設や設備等
供用開始	令和 14 年 4 月

## 7. 事業方式

本事業における本施設の整備及び運営は、D B O 方式により実施する。

落札者は、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行う。さらに、落札者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、20 年間の運営・維持管理期間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を行うものとする。

## 8. 契約の形態

本市と落札者は、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

本市は、落札者と相互に協力し、本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、落札者のうち建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。

事業契約の締結主体を「添付資料 3 契約スキーム」に示す。

なお、本事業は、電子契約による契約の締結は行わない。

## 9. 事業期間

事業期間は、次のとおりである。

- ・設計・建設業務期間 : 事業契約締結日の翌日から令和 14 年 3 月まで
- ・運営・維持管理業務期間 : 令和 14 年 4 月から令和 34 年 3 月まで（20 年間）

## 10. 事業期間終了後の措置

本市では、本施設を供用開始後 30 年間以上にわたって使用する予定であることから、事業者は、本施設を 30 年間以上使用することを前提として、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施することとする。

また、事業者は、事業期間終了時に本施設を本市の定める引渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保つて、本市に引継ぐものとする。

本市及び事業者は、本施設の事業期間終了後の措置について、運営開始後 16 年目（令和 29 年度）の時点から協議を開始するものとする。

## 11. 事業の対象となる業務範囲

事業の対象となる業務範囲は、次のとおりとする。（「添付資料 4 役割分担概念図」参照）

### (1) 事業者が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

(ア) 本施設の設計

(イ) 本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査

(ウ) 本市の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）等申請支援

(エ) 本市が行うその他許認可申請支援

(オ) 本施設の建設（工事内訳書作成を含む。）

(カ) 建設工事に係る許認可申請等

イ 本施設の運営・維持管理に関する業務

(ア) 運転管理業務

(イ) 維持管理業務

(ウ) 余熱利用管理業務

(エ) 測定管理業務

(オ) 防災等管理業務

(カ) 関連業務（見学者対応を含む。）

(キ) 情報管理業務

### (2) 本市が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

(ア) 用地の確保

(イ) 本施設の交付金等申請手続

(ウ) 本施設の設計・建設モニタリング

(エ) その他これらを実施する上で必要な業務

- イ 本施設の運営・維持管理に関する業務
  - (ア) 住民対応
  - (イ) 行政視察対応
  - (ウ) 運営モニタリング
  - (エ) その他これらを実施する上で必要な業務

## 1 2. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、本施設の設計・建設業務の対価としての設計・建設工事費及び運営・維持管理業務の対価としての運営・維持管理業務委託費とする。

なお、詳細は「添付資料 6 対価の構成及び支払方法」に示す。

## 1 3. 余熱利用計画

本施設では、焼却処理により発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、本施設内で利用した上で、余剰電力は逆潮流を予定している。建設事業者は、エネルギー回収率 19.0%（エネルギー回収率の算定は、「エネルギー回収型廃棄物処理施設マニュアル（令和 3 年 4 月改訂）」による。）を達成するとともに、事業期間を通じて、発電量の最大化など、本市にとって可能な限り有利となるように努めること。

## 1 4. 売電収入等の帰属先

電力事業者への余剰電力の売電収入等は、本市に帰属するものとするが、運営事業者は、当該売電収入等の向上を考慮して運営・維持管理業務を行う。

## 1 5. 本市が適用を予定している交付金等

本市では、本事業の実施に関して、国からの交付金等を受けることを予定している。

建設事業者は、本市が行う交付金等に係る申請手続に必要な書類の作成等について必要な支援をするものとする。

## 1 6. 関係法令の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

## 1 7. 事業スケジュール（予定）

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| (1) 実施方針等の公表 | 令和 7 年 10 月 20 日 |
| (2) 入札公告     | 令和 8 年 1 月 26 日  |
| (3) 事業提案書の受付 | 令和 8 年 7 月 15 日  |
| (4) 落札者の決定   | 令和 8 年 9 月 4 日   |
| (5) 基本協定の締結  | 令和 8 年 9 月中旬     |

(6) 仮契約の締結	令和 8 年 11 月上旬
(7) 事業契約の締結（議決）	令和 8 年 12 月下旬
(8) 本施設の設計・建設	事業契約締結日の翌日から令和 14 年 3 月まで
(9) 本施設の運営・維持管理	令和 14 年 4 月から令和 34 年 3 月まで

## 第4章 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、応募者が、入札関係書類に示す参加資格要件を満たしており、かつ、応募者の提案内容が、技術的観点から本市が要求する水準を満足することを条件として、落札者を決定する。

なお、落札者の決定は、公平性及び透明性の確保の観点から、総合評価落札方式による一般競争入札で行う。

### 2. 募集及び選定の手順

#### (1) 募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集、選定及び契約スケジュールは、次のとおり予定している。

項目	日程
① 入札公告	令和8年1月26日(月)
② 第1回入札関係書類に関する質問（入札参加資格に関する質問）の受付期限	令和8年2月6日(金)
③ 第1回入札関係書類に関する質問（入札参加資格以外に関する質問）の受付期限	令和8年2月13日(金)
④ 第1回入札関係書類に関する質問（入札参加資格に関する質問）への回答公表	令和8年2月20日(金)
⑤ 第1回入札関係書類に関する質問（入札参加資格以外に関する質問）への回答公表	令和8年3月6日(金)
⑥ 現地見学会	令和8年3月下旬
⑦ 入札参加資格審査書類の受付期限	令和8年4月3日(金)
⑧ 入札参加資格審査結果の通知	令和8年4月9日(木)
⑨ 事業対話	令和8年4月中旬
⑩ 第2回入札関係書類に関する質問の受付期限	令和8年4月24日(金)
⑪ 第2回入札関係書類に関する質問への回答公表	令和8年5月22日(金)
⑫ 事業提案書の受付期限	令和8年7月15日(水)
⑬ 落札候補者の選定	令和8年9月上旬
⑭ 落札者の決定	令和8年9月4日(金)
⑮ 仮契約	令和8年11月上旬
⑯ 事業契約の締結（議決）	令和8年12月下旬

## **(2) 入札公告及び入札関係書類の公表**

本市では、入札公告により、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）、様式集等の入札関係書類を公表する。

また、本市では、本事業に参加を検討する者から、入札公告の内容に関する質問を受け付け、質問に対する回答を本市ホームページで公表する。

## **(3) 現地見学会の実施**

本市では、本事業に参加を検討する者を対象に、建設地及び周辺環境等の把握を目的として現地見学会を実施する。

## **(4) 入札参加資格審査書類の受付及び入札参加資格審査結果の通知**

本市では、本事業への参加を希望する者に対し、入札参加表明書及び入札参加資格審査に必要な書類の提出を求める。

なお、入札参加資格審査の結果は、審査書類を提出した全者に通知する。

また、入札参加資格が認められなかった者は、本市に対しその理由を書面により説明を求めることができる。

## **(5) 事業対話の実施**

本市では、入札参加資格が認められた者を対象に、対面で対話する。事業対話は、事業の位置付けや特徴等の事業目的への理解促進、事業提案書における要求水準の未達回避、民間の創意工夫の発揮等を目的として行うものである。

## **(6) 事業提案書の受付**

本市では、入札参加資格が認められた者に対し、入札関係書類に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。

### 3. 応募者の参加資格要件

応募者の構成及び参加資格要件は、次のとおりとする。

#### (1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の複数の企業又は単体企業で構成する。
- イ 応募者は、構成員及び協力企業で構成するものとする。なお、構成員のみで構成することも可能とする。
- ウ 応募者の構成員の中から「3(2)イ(ア)本施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件」を全て満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。  
なお、代表企業は、応募及び入札等に係る入札説明書に定める手続きについて、電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた認定認証事業者が発行したもので、代表者（委任先を設けている場合は受任者）の名義で取得したもの）を格納したICカードで、入札書の提出期間において有効なものを取得し、その情報を兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）に登録した上で行うものとする。
- エ 入札参加資格確認基準日以降の構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠いた場合に、落札者決定の前日までに、代表企業から構成員又は協力企業の変更の申出を受けたときは、本市と協議を行い、当該構成員又は協力企業の除外又は変更についてやむを得ない理由があり、当該構成員又は協力企業の除外又は変更により入札参加資格を満たし、かつ、提案書の提出後においては当該提案書の内容に即した事業の安定的な遂行及びサービス水準の維持が図られると本市が認めた場合は、変更を認めることがある。
- オ 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- カ 共同企業体を結成する場合は、以下のとおりとする。なお、共同施工方式とする場合における各企業の出資割合は2者の場合は30%以上、3者以上の場合は20%以上とする。
  - (ア) 設計・建設業務を「3(2)イ(ア)～(ウ)」に定める各要件を満たす複数の企業で実施する場合は、共同企業体（共同施工方式又は分担施工方式）を結成することとし、ウに定める代表企業を代表者とする。
    - (イ) 「3(2)イ(ア) 本施設におけるプラントの設計・建設を行う者」の一部又は全部について、共同企業体（共同施工方式）を結成する場合の出資比率は、代表企業が含まれる場合においては、その出資割合を最大とすること。また、代表企業が含まれない場合にあっては、代表者の出資割合を最大とすること。
    - (ウ) 「3(2)イ(ウ) 本施設における建築物等の建設を行う者」の一部又は全部について、共同企業体（共同施工方式）を結成する場合の出資比率は代表者の出資割合を最大とすること。

## (2) 応募者の参加資格要件

### ア 共通の参加資格要件

- (ア) 法人にあっては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納のない者、個人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納のない者
- (イ) 公告の日から落札決定の日までの間において、次に掲げる条件を全て満たす者とする。
- ① 姫路市入札参加資格制限基準（平成 25 年 3 月 25 日制定）に該当しない者
  - ② 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定）第 3 条に定める排除対象業者に該当しない者
  - ③ 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和 62 年 6 月 25 日制定）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者、又は指名停止の措置要件に該当しない者
  - ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者
  - ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者
  - ⑥ 構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の構成員又は協力企業のいずれかと次の I から III までの関係（以下「資本関係又は人的関係等」という。）にない者

#### I 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- i 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ii 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

#### II 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、i については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- i 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ii 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

#### III その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

- i 組合とその組合員
  - ii 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合
- ⑦ 本事業に関する検討に関与している次の者又はこれらの者と資本関係又は人的関係等にある者でないこと。

八千代エンジニヤリング株式会社

(所在地：東京都台東区浅草橋五丁目 20 番 8 号 CS タワー)

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業

(所在地：東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング)

- ⑧ 本市が設置する選定委員会の委員と次の I から III までの関係にない者。なお、事業者の選定に関して自己に有利になることを目的として委員と接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

I 委員に係る資本関係

次のいずれかに該当する場合をいう。

- i 委員の所属する組織と、親会社と子会社の関係にある場合
- ii 委員の所属する組織と、親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

II 委員に係る人的関係

次のいずれかに該当する場合をいう。

- i 委員の所属する組織である場合
- ii 委員が管財人を務める組織である場合

III 委員に係るその他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する場合をいう。

- i 委員が役員として所属する組合とその組合員
- ii 委員の所属する組織で委員が代表者を務め、かつ、他方の会社の代表者が、当該委員と夫婦の関係である場合

イ 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設業務、運営・維持管理業務の各業務を行う者として、次の(ア)から(エ)までの各項の要件を満たす構成員又は協力企業で構成すること。

なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務に当たる者を兼ねることが可能である。

(ア) 本施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうち、本施設におけるプラントの設計・建設を行う者は、構成員とし、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。それ以外の者については、①から⑥までの要件を満たすこと。

- ① 競争入札の参加資格等について（平成 23 年姫路市告示第 408 号。以下「告示第 408

- 号」という。) 第5項の規定により業者登録名簿に登録され、清掃施設工事の業種について令和8年度の競争入札に参加する資格を有する者
- ② 清掃施設工事に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者
- ③ 入札参加資格審査書類提出期間の満了時において有効な建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に定める様式第25号の15(「その他の審査項目(社会性等)」の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄がいずれも「有」又は「除外」となっているものに限る。以下「経営事項審査結果通知書」という。)の写しを市長に提出している者
- ④ 契約予定日において有効な経営事項審査結果通知書の写しを市長に提出している者又は提出できる者
- ⑤ この工事に配置できる専任の監理技術者(建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習修了証の交付を受けているもの。以下同じ。)又は主任技術者を有する者。ただし、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は、認めない  
また、配置予定の監理技術者又は主任技術者は入札参加資格審査書類提出期間の満了日において引き続き3か月以上の雇用関係を有する者とする。
- ⑥ 令和8年度の競争入札の参加者の格付基準とした経営事項審査結果通知書において、清掃施設工事の総合評定値が1200点以上ある者
- ⑦ 平成12年4月1日以後に契約し平成22年4月1日以後に完了した、地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3第1項に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体をいう。以下同じ。)が発注した、次に掲げる要件の全てを満たす一般廃棄物処理施設のプラントを新設する工事の施工実績(共同企業体(JV)による施工実績の場合であって、その施工方式が、共同施工方式(甲型JV)の場合は出資比率20%以上であること、分担施工方式(乙型JV)の場合は当該施設のプラントを新設する工事を担当していること。)を元請として有している者
- I 処理能力100t/日以上(複数炉)の連続運転式の施設
- II ボイラ・タービン式発電設備を設置した施設
- III 焼却方式(ストーカ式)の施設
- IV 公設民営方式(DBO方式)又は民設民営方式(PFI方式)による事業

(イ) 本施設における建築物等の設計を行う者の要件

建設事業者のうち、本施設における建築物等の設計を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。

ただし、本施設における建築物等の設計を行う者が、「3(2)イ(ア)」に定める本施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件のうち全ての要件を満たす者、又は「3(2)イ(ウ)」に定める本施設における建築物等の建設を行う者である場合は、②の要件を満た

す必要はないものとする。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者

- ② 告示第 408 号第 5 項の規定により業者登録名簿に登録され、建築コンサルタントの業種について令和 8 年度の競争入札に参加する資格を有する者

(ウ) 本施設における建築物等の建設を行う者の要件

建設事業者のうち、本施設における建築物等の建設を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。

- ① 告示第 408 号第 5 項の規定により業者登録名簿に登録され、建築工事の業種について令和 8 年度の競争入札に参加する資格を有する者

- ② 建築一式工事に係る建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者

- ③ 入札参加資格審査書類提出期間の満了時において有効な経営事項審査結果通知書の写しを市長に提出している者

- ④ 契約予定日において有効な経営事項審査結果通知書の写しを市長に提出している者又は提出できる者

- ⑤ この工事に配置できる専任の監理技術者又は主任技術者を有する者。ただし、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

また、配置予定の監理技術者又は主任技術者は入札参加資格審査書類提出期間の満了日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有する者

- ⑥ 令和 8 年度の競争入札の参加者の格付基準とした経営事項審査結果通知書において、建築一式工事の総合評定値が 1200 点以上ある者。ただし、本市内業者にあっては、1040 点以上ある者

(エ) 本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件

本施設の運営・維持管理業務を行う者は、運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する企業で、構成員とし、本施設の運営を主として行う者のうち少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。その他の者は、当該受託する業務に関連する業種において令和 8 年度の競争入札に参加する資格を有すること。

- ① 告示第 408 号第 5 項の規定により業者登録名簿に登録され、施設運営管理の業種について令和 8 年度の競争入札に参加する資格を有する者

- ② 次に掲げる要件を全て満たす地方公共団体の一般廃棄物処理施設における施設運営業務を元請として受託した、又は特別目的会社を設立している場合においては特別

目的会社へ出資し、かつ、特別目的会社から直接受託した実績（平成 22 年 4 月 1 日以降に契約したもので、入札参加資格審査書類提出期間の満了日において 1 年以上運営しているものに限る。）を有すること。

- I　処理能力 100 t / 日以上（複数炉）の連続運転式の施設
- II　ボイラ・タービン式発電設備を設置した施設
- III　焼却方式（ストーカ式）の施設
- IV　公設民営方式（DBO 方式）又は民設民営方式（PFI 方式）による事業

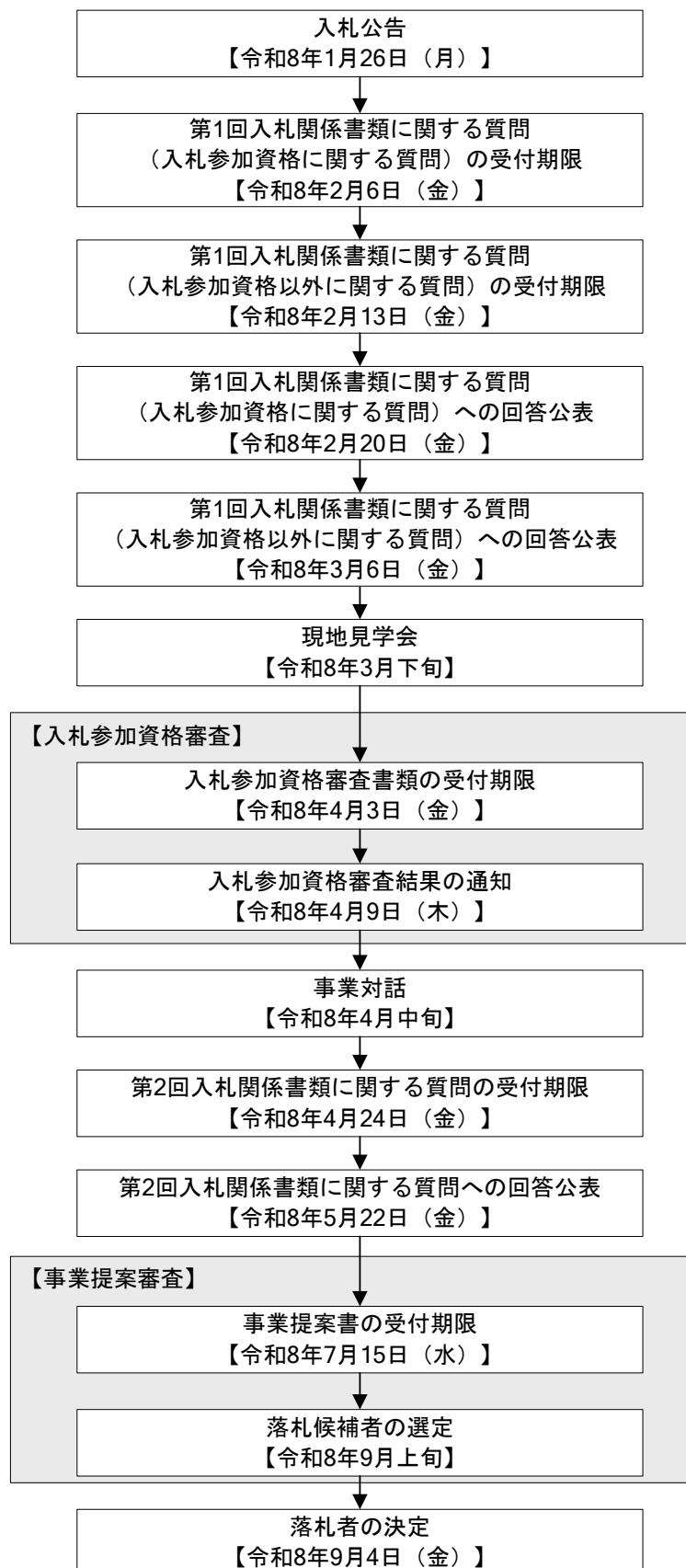
#### ウ 参加資格の確認

- (ア) 入札参加資格確認基準日は、入札参加資格審査書類提出期間の満了日とする。ただし、配置予定技術者については、提案書提出時とする。
- (イ) 入札参加資格審査書類提出期間の満了日までに、3(2)イ(ア)④及び3(2)イ(ウ)④に定める経営事項審査結果通知書を提出できない場合は、別途本市が指示する日までに当該要件を満たす経営事項審査結果通知書の写しを提出すること。
- (ウ) 落札候補者の選定時において、応募者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠いている場合は、本市は当該応募者を落札候補者選定のための審査対象から除外する。
- (エ) 落札候補者を選定した日から落札者決定日までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合又は欠いていることが判明した場合は、本市は落札候補者の選定を取り消すことがある。
- (オ) 落札者決定日から建設工事請負契約締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合又は欠いていることが判明した場合は、本市は落札者決定を取り消すことがある。
- (カ) いずれの場合においても、本市は、審査対象から除外し、又は落札候補者の選定若しくは落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

## 4. 入札の手続

## (1) 入札手続の概要

入札手続の流れは、次のとおりである。



## (2) 入札関係書類

本市では、次の書類を本市ホームページで公表する。

- ア 入札公告
- イ 入札説明書
- ウ 要求水準書 設計・建設業務編
- エ 要求水準書 運営・維持管理業務編
- オ 要求水準書 添付資料
- カ 落札者決定基準書
- キ 基本協定書（案）
- ク 基本契約書（案）
- ケ 建設工事請負契約書（案）
- コ 運営業務委託契約書（案）
- サ 様式集

## (3) 第1回入札関係書類に関する質問受付及び回答公表

第1回入札関係書類に関する質問受付及び回答は、次のとおり実施するものとし、所定の質問書以外では一切応じない。なお、質問に対する回答は全て公表するものとする。ただし、公平な競争性の確保が危惧されるなど、本市が非公表と判断した質問については、回答しない。

### ア 対象

本事業への入札の参加を希望する者を対象とする。

### イ 受付期限

第1回入札関係書類に関する質問の期限は、次のとおりとする。

- (ア) 入札参加資格に関する質問：令和8年2月6日（金）午後4時まで
- (イ) 入札参加資格以外に関する質問：令和8年2月13日（金）午後4時まで

### ウ 提出方法

入札関係書類と同時に本市ホームページに公表する第1回入札関係書類に関する質問書（様式第1-1号、様式第1-2号）（Microsoft Excel形式）に記入の上、電子メールで提出する。

- (ア) 提出先：「第10章 3. 入札公告に関する担当」参照
- (イ) メールタイトル：「（企業名）第1回入札関係書類に関する質問書」

### エ 回答の公表

第1回入札関係書類に関する回答は、次の期日までに本市ホームページで公表する。

- (ア) 入札参加資格に関する質問に対する回答：令和 8 年 2 月 20 日（金）まで
- (イ) 入札参加資格以外に関する質問に対する回答：令和 8 年 3 月 6 日（金）まで

#### **(4) 現地見学会の開催**

##### **ア 目的**

応募者が事業提案書の作成に当たり、建設地及び周辺環境等を把握し、より効果的な事業提案書を作成できるようにすることを目的とする。

##### **イ 対象**

本事業への入札の参加を希望する者を対象とする。また、グループでの応募を希望する者は、なるべく一緒に申込むこと。

##### **ウ 受付期間**

令和 8 年 3 月 11 日（水）午前 9 時から同月 13 日（金）午後 4 時までとする。期日までに、申込書（様式第 2-1 号、様式第 2-2 号）を提出すること。

##### **エ 提出方法**

入札関係書類と同時に本市ホームページに公表する現地見学会への申込書（様式第 2-1 号）、参加者リスト（様式第 2-2 号）（Microsoft Word 形式）に記入の上、電子メールで提出する。

- (ア) 提出先：「第 10 章 3. 入札公告に関する担当」参照
- (イ) メールタイトル：「(企業名) 現地見学会への申込」

##### **オ 開催日**

令和 8 年 3 月下旬を予定する。なお、開催日は、申込書を提出した入札参加希望者ごとに本市が調整するが、1 者につき 1 回のみとする。

##### **カ 実施要領**

現地見学会に申し込んだ入札参加希望者に対し、令和 8 年 3 月 18 日（水）までに申込書を提出した者の担当者に、電子メールで実施要領を送付する。

##### **キ 留意事項**

現地見学会では、質問は受け付けないこととする。なお、質問は、第 2 回入札関係書類に関する質問で提出すること。

## (5) 入札参加申込

応募者の代表企業は、次の要領に従って入札参加資格審査書類の提出までに入札参加申込みを行うこと。

### ア 対象

本事業への入札の参加を希望する者を対象とする。

### イ 受付期間

令和8年4月1日（水）午前9時から同月3日（金）午後4時までとする。（電子入札システムの運用時間は、午前9時から午後8時までとする。ただし、姫路市の休日を定める条例（平成2年条例第15号）に規定する市の休日（以下「本市の休日」という。）は終日利用できない。また、電子入札システムの整備等の作業のため一時的に停止することがある。以下同じ。）

### ウ 提出方法

電子入札システムにより送信すること。

### エ 提出書類

競争参加資格確認申請書（電子入札システム内）及び入札参加表明書（様式第3-1号）

## (6) 入札参加資格審査に関する書類の受付及び通知

応募者の代表企業は、次の要領に従って入札参加資格審査に関する提出書類（様式第3-2号から様式第3-9号）を提出すること。

### ア 対象

本事業への入札の参加を希望する者で（5）入札参加申込を行った者を対象とする。

### イ 受付期間

令和8年4月1日（水）午前9時から同月3日（金）午後4時までとする。

受付は、本市の休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、最終日は午後4時を締切りとする。

なお、提出期限に遅れた入札参加資格審査に関する提出書類は、受け付けない。

### ウ 提出方法

応募者の代表企業が、持参により受付期間内に提出する。なお、郵送、電子メール及びFAXによる提出は、認めない。

エ 入札参加資格審査書類

- (ア) 入札参加資格審査申請書（様式第3-2号）
- (イ) 競争参加資格確認申請書（電子入札システムから印刷したもの）
- (ウ) 応募者の構成（様式第3-3号）
- (エ) 委任状（代表企業）（様式第3-4号）
- (オ) 入札参加資格要件確認書①（様式第3-5号）
- (カ) 入札参加資格要件確認書②（様式第3-6号）
- (キ) 入札参加資格要件確認書③（様式第3-7号）
- (ク) 入札参加資格要件確認書④（様式第3-8号）
- (ケ) 関連企業申告書（様式第3-9号）

オ 提出先

「第10章 3. 入札公告に関する担当」参照のこと。

カ 結果通知

入札参加資格審査結果は、令和8年4月9日（木）までに応募者の代表企業に電子入札システムの競争参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する。その際、入札参加資格が認められた者には、事業提案書の作成に必要となる応募者名を交付する。また、必要に応じて、代表企業の担当者へ電子メールで必要な電子データを配付する。

キ 入札参加審査結果の説明請求

- (ア) 審査の結果、入札参加資格が認められなかった者は、その理由について本市に対して説明を求めることができる。
- (イ) 入札参加資格審査結果の理由の説明を求める場合には、本市が通知した日の翌日から起算して7日以内（期間中の本市の休日を除く。）に書面（書式は自由）を提出すること。提出方法は、持参によるものとし、受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の本市の休日を除く。）とする。なお、郵送、電子メール及びFAXによる提出は、認めない。
- (ウ) 説明を求めたものに対する回答は、書面により行う。

ク 配置予定技術者の届出

- (ア) この工事に専任で配置できる監理技術者又は主任技術者を、配置予定技術者設置届（様式第3-10号）により、(10)事業提案書の提出で定める書類と合わせて提出すること。
- (イ) 参加資格要件で定める監理技術者又は主任技術者を配置できない場合は、入札を辞退すること。

## (7) 事業対話に関する書類の受付

### ア 対象

入札参加資格審査に関する書類を提出した者のうち、事業対話に参加を希望する者とする。

### イ 受付期間

令和8年4月1日（水）午前9時から同月3日（金）午後4時までとする。

受付は、本市の休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、最終日は午後4時を締切りとする。

### ウ 提出方法

応募者の代表企業が、持参により受付期間内に提出するものとし、入札参加資格審査に関する書類と同時に提出することも可とする。なお、郵送、電子メール及びFAXによる提出は認めない。

### エ 提出書類

(ア) 事業対話の申込書（様式第4-1号）

(イ) 事業対話用資料

- a) 事業対話における確認事項（様式第4-2号）
- b) 全体処理フロー図（様式第4-3号）
- c) 全体配置・動線計画図（様式第4-4号）
- d) 各階平面図（様式第4-5号）
- e) 工事工程（様式第4-6号）
- f) その他応募者が必要な書類（様式任意）

### オ 提出先

「第10章 3. 入札公告に関する担当」参照のこと。

## (8) 事業対話の開催

### ア 目的

事業の位置付けや特徴の理解促進のため、応募者が、本事業の位置付けや特徴を理解した上で、事業提案書を作成できるよう、必要事項を的確に伝える。

また、本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、応募者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。応募者と提案内容に関する対話をを行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、応募者の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避する。

イ 対象

入札参加資格が認められた応募者を対象とする。

ウ 開催日

令和 8 年 4 月中旬を予定する。

エ 実施要領

事業対話に申し込んだ応募者に対し、令和 8 年 4 月 9 日（木）までに代表企業の担当者に、電子メールで実施要領を送付する。

オ 質問事項の公表

様式第 4-2 号の確認事項及び事業対話時の応募者からの質問事項は、公平性及び透明性を確保する観点から、入札に参加する応募者間で相互の確認を実現するため、全ての質問事項を第 2 回入札関係書類に関する質問書（様式第 1-3 号）に記入することとし、本市はこれらの回答を本市ホームページに公表する。

ただし、応募者固有のノウハウや事業提案に関連すると判断される内容については、本市と応募者で協議の上、公表しないことがある。

### （9）第 2 回入札関係書類に関する質問受付及び回答公表

第 2 回入札関係書類に関する質問受付及び回答は、次のとおり実施するものとし、所定の質問書以外では一切応じない。なお、質問に対する回答は全て公表するものとする。ただし、公平な競争性の確保が危惧されるなど、本市が非公表と判断した質問については、回答しない。

ア 対象

入札参加資格が認められた応募者を対象とする。

イ 受付期間

確認通知書により通知した日から令和 8 年 4 月 24 日（金）午後 4 時までとする。

ウ 提出方法

入札説明書と同時に本市ホームページに公表する第 2 回入札関係書類に関する質問書（様式第 1-3 号）（Microsoft Excel 形式）に記入の上、電子メールで提出する。

（ア）提出先：「第 10 章 3. 入札公告に関する担当」参照

（イ）メールタイトル：「（応募者名）第 2 回入札関係書類に関する質問書」

エ 回答の公表

令和8年5月22日（金）までに本市ホームページに公表する。

**(10) 事業提案書の提出**

応募者の代表企業は、次の要領に従って本事業に対する提案内容を記載した事業提案書等を提出すること。なお、本市は応募者の提案内容について応募者ヒアリングを実施することを予定している。

ア 対象

入札参加資格が認められた応募者を対象とする。

イ 受付期間

令和8年7月13日（月）午前9時から同月15日（水）午後4時までとする。

受付は、本市の休日を除く9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、最終日は午後4時を締切りとする。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が、持参により受付期間内に提出すること。なお、郵送、電子メール及びFAXによる提出は、認めない。

エ 提出書類

「添付資料9 提出書類の作成要領」に規定する様式による。

オ 提出先

「第10章 3. 入札公告に関する担当」参照のこと。

カ 応募者ヒアリング

応募者ヒアリングの詳細は、別途、事業提案書及び入札書等を提出した者に通知する。

キ その他

- (ア) 受付期間内に提出されなかった事業提案書等は受け付けない。
- (イ) 事業提案書等を持参する場合、身分を証明できるもの（社員証等）の提示を求める場合がある。
- (ウ) 事業提案書等の提出と合わせて、配置予定技術者設置届（様式第3-10号）を提出すること。

## (11) 入札

### ア 入札の方法等

- (ア) 地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、総合評価落札方式による一般競争入札により行う。
- (イ) 姫路市低入札価格調査制度試行要綱（平成 13 年 1 月 4 日制定）は、適用しない。
- (ウ) 入札の方式は、電子入札システムによる電子入札とする。
- (エ) 入札書は、電子入札システム内にある。
- (オ) 入札書には入札金額内訳書（様式第 5-1 号）、事業年度別内訳書（様式第 5-2 号）、設計・建設工事費内訳書（様式第 5-3 号）及び運営・維持管理業務委託費内訳書（様式第 5-4 号）を添付して送信すること。

### イ 提出期間

入札書の提出期間は令和 8 年 7 月 13 日（月）午前 9 時から同月 15 日（水）午後 4 時まで（電子入札システムの運用時間外を除く。）とする。

### ウ 入札の条件等

- (ア) 入札書に必要な事項を入力し、入札金額内訳書（様式第 5-1 号）、事業年度別内訳書（様式第 5-2 号）、設計・建設工事費内訳書（様式第 5-3 号）及び運営・維持管理業務委託費内訳書（様式第 5-4 号）を添付した上で、電子入札システムにより送信すること。
- (イ) 郵便による入札及び電話による入札は、認めない。
- (ウ) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に入力すること。
- (エ) 電子入札システムに入札書の情報が記録された後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (オ) 入札書に入力する金額は、円単位とすること。
- (カ) 入札金額その他入力が必要な事項並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が電子入札システムに入札書の提出期間内に記録されていること。
- (キ) 電子入札システムに記録されるべき事項が分明であること。
- (ク) 電子入札に使用する IC カードが、電子証明書を格納したものであり、かつ、入札参加資格審査書類に使用した名義人のものであること。ただし、本市がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りではない。
- (ケ) 入札保証金は、免除する。
- (コ) 入札執行回数は 1 回限りとし、再度の入札は行わない。

### エ 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (ア) 入札参加資格が認められなかつた者がした入札、虚偽の内容を記載した入札参加資格審査書類により入札参加を認められた者がした入札、その他入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (イ) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上の代理をした者の入札
- (ウ) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (エ) 入札書比較価格（予定価格の110分の100の額）を超えた入札
- (オ) 入札関係書類に示す条件を満たさない入札
- (カ) ICカードを不正に使用した入札

#### オ 開札

##### (ア) 開札日時

令和8年9月4日（金）午後2時

ただし、応募者ヒアリングの状況により開札日時を変更することがある。その場合は、別途、入札した者に通知する。

##### (イ) 開札場所

姫路市役所

##### (ウ) 開札への立ち会い等

入札した者は開札に立ち会うことができる。開札に立ち会う場合は開札日（開札日時の変更を通知した場合は変更後の開札日）の前日（本市の休日は除く。）午後4時までに、「第10章 3. 入札公告に関する担当」まで連絡すること。

#### カ 入札結果の通知

入札結果は、入札した者に通知する。なお、入札結果の概要は、本市ホームページで公表する。

#### キ 入札結果の理由請求

- (ア) 入札の結果、落札者とならなかつた者は、その理由について本市に対して説明を求めることができる。
- (イ) 入札結果理由の説明を求める場合には、本市が通知した日の翌日から起算して7日以内（期間中の本市の休日を除く。）に書面（書式は自由）を提出すること。提出方法は、持参によるものとし、受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の本市の休日を除く。）とする。
- (ウ) 説明を求めた者に対する回答は、書面により行う。

### **(12) 留意事項**

#### ア 入札関係書類の承諾

応募者は、「入札参加資格審査申請書（様式第3-2号）」の提出をもって、入札関係書類

の記載内容を承諾したものとする。

イ 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

ウ 提出書類の取扱い

事業提案書及び入札書の変更、差替え及び再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。

エ 資料の取扱い

本市が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

オ 使用言語及び単位、時刻

入札に関して使用する言語は、「添付資料9 提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外では、日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

カ 入札の辞退

- (ア) 応募者は、入札参加資格審査に関する提出書類の提出後、入札書提出期間の開始日時前までの間に限り、「第10章 3. 入札公告に関する担当」に入札辞退届（様式第9-1号）を持参し提出することで入札を辞退することができる。ただし、入札辞退届提出後は、撤回をすることができない。
- (イ) 応募者は、入札書提出期間内で、かつ、入札書を電子入札システムにより送信するまでの間に限り、入札辞退届（様式は電子入札システム内にある。）を電子入札システムにより送信することで入札を辞退することができる。ただし、電子入札システムにより入札辞退届を送信した後は、撤回をすることはできない。
- (ウ) 入札書提出期間内に電子入札システムによる入札書の送信がなく、かつ入札辞退届の提出又は送信もない応募者は、入札書提出期間の終了日時を経過した時をもって入札を辞退したものとみなす。

キ 入札の中止等

- (ア) 応募者が1社の場合であっても、入札は中止しない。
- (イ) 本事業の入札手続に関して本市が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。この場合において、当該入札の延期又は中止によって入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

## ク その他

入札関係書類に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、本市は応募者に通知することとする。

## 5. 予定価格及び入札書比較価格

本事業での予定価格及び入札書比較価格は、次のとおりとする。なお、設計・建設工事費及び運営・維持管理業務委託費は、次に示す額を上限とする。

予定価格 60,124,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

入札書比較価格 54,659,000,000 円（予定価格の 110 分の 100 の額）

入札書比較価格（予定価格の 110 分の 100 の額）の内訳は次のとおりである。

設計・建設工事費 : 36,578,000,000 円

運営・維持管理業務委託費 : 18,081,000,000 円

## 6. 応募者の審査及び落札者の選定

### （1）審査の機関

本市では、応募者から提出を受ける事業提案書に対し、公平に専門的知見に基づいて審査するための機関として、次の委員により構成する選定委員会を設置した。

実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間において、選定委員会の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った者は失格とする。

委員名	所属・役職
沖野 智子	日本公認会計士協会兵庫会
三枝 由季	兵庫県弁護士会姫路支部
八鍬 浩	公益社団法人全国都市清掃会議 技術部長
吉原 福全	立命館大学 名誉教授
渡辺 信久	大阪工業大学工学部環境工学科 教授

（敬称略・五十音順）

### （2）審査の手順及び方法

#### ア 入札参加資格審査

本市では、入札参加申込時等に提出する入札参加資格審査申請書類を審査し、入札参加資格の有無を確認する。

#### イ 事業提案審査

選定委員会では、あらかじめ設定した審査事項により事業提案書を審査し、落札候補者を選定する。

#### **ウ 審査事項**

審査事項は、落札者決定基準書に示す。

#### **エ 審査結果**

審査結果は、各応募者へ通知するほか、結果の概要及び審査講評を本市ホームページに掲載する。

#### **オ 審査対象からの除外**

本市の求める要求水準を満たしていない事業提案書、虚偽の記載の有る事業提案書、不備のある事業提案書、その他入札関係書類に定める条件に違反した事業提案書は失格とし、審査の対象から除外する。

## **7. 落札者決定後の手続き**

### **(1) 基本協定の締結**

本市と落札者は、落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

### **(2) 共同企業体の結成**

共同企業体を結成する場合は、落札者決定後、速やかに共同企業体に関する協定書を作成して本市に提出しなければならない。

### **(3) 特別目的会社の設立**

落札者は、落札者決定後、速やかに特別目的会社を設立しなければならない。なお、特別目的会社は、次の要件を全て満たさなければならない。また、構成員以外の者は特別目的会社へ出資することができない。

- ア 運営事業者の本店所在地は、本市内としなければならない。なお、運営・維持管理業務期間中においては、運営事業者の本店所在地を、本施設内に設置することを認める。
- イ 応募グループのうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとすること。
- ウ 運営事業者の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。
- エ 運営事業者の株主は、本市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保の設定その他の処分を行わないこと。

#### (4) 契約内容に関する協議

本市と落札者は、基本協定に基づき、事業契約の趣旨・解釈を明確化するため協議するものとする。

#### (5) 事業契約の締結

##### ア 基本契約

対象者：落札者及び運営事業者

締結時期：令和8年11月頃に「イ 建設工事請負契約」締結の議決（令和8年12月予定）をもって効力が発生する条件で仮契約を締結し、令和8年12月に正式な契約となる。

##### イ 建設工事請負契約

対象者：建設事業者

締結時期：令和8年11月頃に仮契約を締結する。本仮契約は令和8年12月（予定）に開催する議会の議決を経て正式な契約となる。

##### ウ 運営業務委託契約

対象者：運営事業者

締結時期：令和8年11月頃に「イ 建設工事請負契約」締結の議決（令和8年12月予定）をもって効力が発生する条件で仮契約を締結し、令和8年12月に正式な契約となる。

#### (6) 契約保証金

##### ア 建設工事請負契約

建設工事請負契約の契約保証金は、姫路市契約規則（昭和62年4月11日規則第29号）第29条に定めるところによる。

##### イ 運営業務委託契約

運営業務委託契約の契約保証金は、姫路市契約規則による。なお、契約保証金の額は運営・維持管理業務委託費の一会計年度分に相当する額の100分の10に相当する金額以上とし、各事業年度の開始日までに納付すること。また、姫路市契約規則に基づき、契約保証金の納付に代えて履行保証保険等を締結する場合は保証期間を事業年度ごととができる。

運営・維持管理業務委託費のうち運営変動費は計画ごみ処理量に基づいて算出するものとし、運営・維持管理業務委託費が改定された場合には、当該改定後の運営・維持管理業務委託費に基づいて契約保証金を算出する。

## (7) 本事業からの暴力団排除に関する誓約書の提出

- ア 落札者は、基本協定の締結時までに暴力団排除に関する誓約書（様式第 10-1 号又は様式第 10-2 号）を本市へ提出しなければならない。なお、特別目的会社については、設立後速やかに暴力団排除に関する誓約書を提出すること。
- イ 落札者及び運営事業者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うに当たり、その業務の一部を他の事業者に下請又は再委託（以下「下請等」という。）する場合は、本市の指示に従い、下請等を行う事業者に対し暴力団排除に関する措置を適切に講じなければならない。

## 8. 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属する。なお、本市が必要と認めるときは、応募者と協議の上、本市は応募資料の全部又は一部を使用できるものとする。

## 9. 特許権等

応募者から提出される提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うこととする。

## 10. 応募に係る費用

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

## **第5章 事業者責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

### **1. 指定されるサービスの水準・仕様**

事業者は、入札関係書類及び提案内容に基づく諸条件を踏まえ、本事業の入札関係書類に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

### **2. 想定されるリスクの分担**

#### **(1) 基本的な考え方**

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

設計・建設業務及び運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクは本市が負うものとする。

#### **(2) 想定されるリスクの分担**

本市と事業者のリスク分担は、原則として「添付資料5 リスク分担」によるものとする。

#### **(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法**

本市又は事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額を負担することとする。

また、一定額までは事業者が責任を負うとしたリスクや、本市及び事業者が共同して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、事業契約に示す契約条件等のとおりとする。

### **3. 事業者が加入する保険**

事業者が加入する保険についての詳細は、「添付資料8 事業者が付保する保険」に定める。なお、事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること。また、本市が提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

### **4. 本市による事業実施状況の監視**

本市では、事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営・維持管理段階における全ての業務を監視する。

本事業における監視方法は、運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で本市が隨時モニタリングする。

また、事業者が提供する本施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、本市は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求

めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

## 5. 地元の雇用及び地元企業の活用

事業者は、本事業の実施に当たり、地元雇用に配慮し、また、本市内に本店又は本社を有する地元企業が対応可能な工事や材料の調達、納品などについては、積極的に地元企業を活用するものとする。

## 6. 地域住民との共生

本市では、操業データなどを公開し、開かれた施設運営に努める。事業者は、必要に応じて地域住民の意見を施設運営に反映するものとし、その際、運営事業者は、本市に協力するものとする。

## **第6章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項**

### **1. 敷地面積及び配置**

事業実施区域：36,877m<sup>2</sup>（「添付資料2 事業実施区域」参照）

### **2. 都市計画事項**

(1) 都市計画区域	区域内
(2) 都市施設	ごみ焼却場として都市計画決定済
(3) 用途地域	工業専用地域
(4) 建蔽率	60%
(5) 容積率	200%
(6) 防火・準防火地域	なし（建築基準法第22条第1項指定あり）
(7) 緑化率	5%以上
(8) 環境施設面積率	10%以上

※環境施設とは、緑地や噴水、池、広場等で周辺の地域の生活環境の保持に寄与するよう  
に管理がなされるものである。緑地も環境施設に含む。

## **第7章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項**

### **1. 係争事由に係る基本的な考え方**

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

### **2. 管轄裁判所**

事業契約に関する紛争については、第1審又は調停の専属的合意管轄裁判所を、神戸地方裁判所又は姫路簡易裁判所とする。

## **第8章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項**

### **1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合**

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前号の規定により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

### **2. 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合**

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

### **3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合**

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となつた場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- (1) 設計・建設業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。  
その場合、運営業務委託契約等も解除することができる。
- (2) 運営・維持管理期間においては、本市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営業務委託契約等を解除することができる。

### **4. その他**

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

## **第9章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に規定する法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

## **第10章 その他本事業の実施に関し必要な事項**

### **1. 議会での議決**

本市は、建設工事請負契約の締結に当たり、本市議会の議決を経るものとする。

### **2. 情報提供**

本市では、適時、本市ホームページで情報を提供する。

### **3. 入札公告に関する担当**

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

姫路市財政局財務部契約課

電話：079-221-2235

電子メール：[keiri\\_nyusatsu@city.himeji.lg.jp](mailto:keiri_nyusatsu@city.himeji.lg.jp)